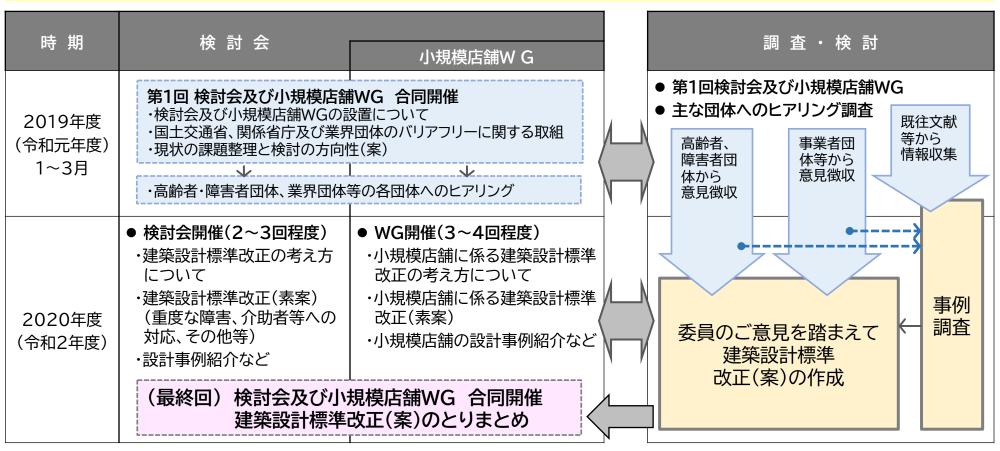
建築設計標準改正の考え方(案)

2020年6月29日 国土交通省住宅局建築指導課



- 建築設計標準について改正すべき内容について、検討会及び小規模店舗WGにて議論をして頂き、 2020(令和2)年度内を目途に、建築設計標準の改正を行う。
- 本日の議論を踏まえ、高齢者・障害者団体や事業者団体等からの意見聴取、既往文献等からの情報収集 を行い、必要な事項が整理でき次第、次回の検討会・小規模店舗WGを開催。



2020年度 (令和2年度)

- パブリックコメント手続きを実施のうえ、令和2年度内に、以下の2点を公表予定。
 - ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準改正版
 - ・ 小規模店舗における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(抜粋版)

本検討会における建築設計標準への反映方法について(案)

- 建築設計標準 改正版は、現在の建築設計標準の章立てを変更せずに、前回H29.3改正後に作成した「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準追補版H30.3」の内容に加え、本検討会の検討内容を反映して作成する。
- 本検討会の検討内容は、主に以下の部分に反映する。(章立てより詳細の目次は、改正内容の検討状況を踏まえて検討する。)
 - ・重度の障害、介助者等への対応についての改正内容 :第2部 第1章・第2章
 - ・小規模店舗のバリアフリー化についての改正内容 :第2部 第1章・第2章
 - ・設計事例集についての改正内容 :第2部 第3章
- 上述の改正版の中から、小規模店舗に関するポイントを抜粋して「小規模店舗における高齢者、障害者 等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(抜粋版)」を作成する。

(現在の建築設計標準の目次)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 H29.3

目 次

建築設計標準の主旨と今回の改訂について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1.1 バリアフリー法の概要
- 1.2 建築物におけるバリアフリー法への対応

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1.1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方
- 1.2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

第2章 単位空間等の設計

第3章 設計事例集

第4章 基本寸法等

付 録

本検討会における今回の改正内容の反映方法について(案)

● 「第2章 単位空間等の設計」の「法令に基づく基準」、「設計の考え方」、「設計のポイント」、「設計標準(留意点を含む)」、「モデル例」、「設計例」の各項目の構成は変更せずに、本検討会の改正内容を各項目に反映する。

現在の建築設計標準における記載例(便所・洗面所の設計(抜粋))

【法令に基づく基準】

【設計の考え方】

(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)

【設計のポイント】

(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

【設計標準】

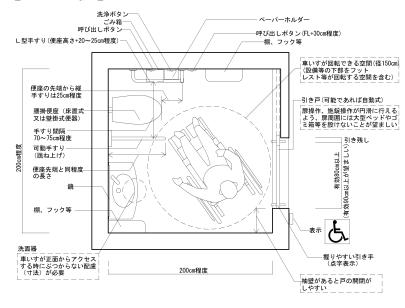
(整備内容及びその標準的な実現方法)

- ・配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等
 - (1)個別機能を備えた便房の設計標準
 - (2)多機能便房の設計標準
 - (3) 簡易型機能を備えた便房の設計標準
 - (4)その他の便房、便所・洗面所の設計標準
 - (5)改善・改修のポイント
 - (出入口の有効幅員の記載例)
- ・原則80cm以上とする。利便性を考慮すると 90cm以上とすることが望ましい等

<留意点>洗面器

・車椅子回転スペースに洗面器が張り出さない。 ように、製品機種の選定に配慮する。

【モデル例】



【設計例】



折り畳み式大型ベッドのある便房

留意点について

- ・本章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等へのヒアリングにより得られた、様々な知見を紹介している。
- ・その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計 者の工夫など多岐にわたる。